

長浜市森林ディレクション審議会（令和元年度第4回）議事録

●日 時：令和元年10月16日（水）10：00～11：50

●場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム1

●出席者：委員：6名（敬称略）

会長：滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科教授：高田 豊文

委員：滋賀北部森林組合：膽吹 憲男

委員：湖北森林整備事務所：福田 公二

委員：山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会：橋本 勘

委員：林友会、自然再生士：吉井 悟

委員：滋賀県生物環境アドバイザー：村上 宣雄

委員：公募市民：東 逸平

欠席：鳥居木材株式会社：鳥居 憲治

欠席：滋賀県猟友会長浜支部支部長：内海 來

欠席：公募市民：吉川 誠

市（事務局）：6名

産業観光部：大澤誠農林管理監

農林政策課：伊藤治仁課長、土田孝洋副参事、山田智洋主査

森林田園整備課：今莊和則課長、辻智士副参事

●内 容：

1. 開会：大澤管理監/挨拶

2. 議事：長浜市森づくり計画の素案について

（事務局）

- ・伊藤課長挨拶。本年度最後の審議会となる。前回到引き続き、森づくり計画素案について、忌憚のないご意見を頂きたい。前回会議の指摘等をふまえて、修正した箇所を中心に説明していく。

（事務局）

- ・全般的な修正点として、「漢字・ひらがなの統一」や「数字の全角表示」など体裁を整えている。
- ・冒頭については「市長挨拶」から「まえがき」に変更する。
- ・『第1 長浜市森づくり計画の考え方』について説明。

（委員）

- ・質疑なし。

（事務局）

- ・『第2 長浜市森林・林業の現状』について説明。
- ・人工林の林齢別面積を、文中・グラフ、共に修正した。
- ・市民意識のアンケート調査結果についてはデータが古い為、最新の「森林・林業白書」から国民の森林に期待する役割を引用した。

（委員）

- ・トピックス2に記載されている「新たな森林管理制度」について具体的な方向性は決まっているのか。

(事務局)

- ・今内容は制度を説明したもので、所管や主体等、具体的な方向性を示すものではない。

(委員)

- ・トピックス5に記載されているマタロクスギについて、見本となる写真やマタロクスギに関するストーリー等の記載をしないと内容に厚みが出てこないのではないかと。

(事務局)

- ・このトピックスでは、「マタロクスギ」と呼ばれる優良杉が地域に存在していることを紹介する意図で掲載している。指摘の写真等については、次回策定時の課題としたい。

(事務局)

- ・『第3 森林づくりの方向性と基本施策』について説明。

(委員)

- ・ジュニア長浜学の開催について1回と記載されているが、1校という意味か。

(事務局)

- ・市内全域を対象に講座を1回開催したという意味。

(事務局)

- ・みどりの里親制度の植樹本数は、H30単年度実績を38本に修正。5年間の累計は100本で年間約20本程度である。

(委員)

- ・企業の森については累計1社となっているが、他にもあるのではないかと。

(事務局)

- ・H31年に「とらっくんの森」が追加されたが、それまでは「コープの森」の1社のみ。

(委員)

- ・緑の少年団事業について活動のマンネリ化等、今後の見通しは厳しいものと感じているが、指標は達成可能なのか。

(事務局)

- ・学校の統廃合もあり、学校数が減る中、目標を達成することは簡単ではないが何とかこのまま持続させていきたい。

(委員)

- ・トピックス7の移住してきた若者たちの挑戦の中に、「自ら山を持たない協力隊員達が森林経営に参入することは困難な状況」とあるが、今は山はいらないという人も多い中、矛盾するのではないかと。

(事務局)

- ・山を持つこと自体が困難という意味ではなく、「山を持って、経営をすることが困難」という意味である。

(委員)

- ・森のエネルギー活用推進事業について、薪ストーブ・ペレットストーブの内訳はわかるか。全国的にはペレットストーブが増加していると聞いているが長浜市内の状況はどうか。

(事務局)

- ・ほとんどが薪ストーブの導入事例である。例えばH30年度の場合だが、全体で19台の導入実績の内、14台が薪ストーブであった。

(委員)

- ・遺跡・史跡と調和した森づくりについて、市としてどのような進め方を考えているのか。

(事務局)

- ・市としては、市民が主体的に活動されることに対して支援していく。

(事務局)

- ・『第4 森林整備に関する事項』について説明。

(委員)

- ・人工林について、「アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある品質」と記載しているが、「品質」は、「品種」ではないのか。

(事務局)

- ・「品種」ではないが、分かりやすく「苗木」に改める。

(委員)

- ・森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林の命令の基準について、植栽後の獣害対策についての記載がないので含めるべき。

(事務局)

- ・後段の獣害対策についての記載ページを参照する形で追記する。

(委員)

- ・間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法について、第5回・6回の間伐は、長伐期施業の場合のみなので、分かるようにされたい。

(事務局)

- ・備考欄に「長伐期施業の場合」と追記する。

(委員)

- ・作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針項目の中で、県では作業システムの内容の見直しを行っており、造材の工程において、車両系では、プロセッサ・ハーベスタにチェーンソーを加え、架線系ではプロセッサとする予定。

(事務局)

- ・作業システムの機械について、県の計画に合わせて修正する。

(事務局)

- ・『第5 計画の実現にむけて』及び『参考資料』『用語集』について説明。

(委員)

- ・質疑なし。

3. その他：今後の予定

(事務局)

- ・本日頂いたご意見を参考に、最終素案を作成する。
- ・本計画の今後の予定についてはこれから市役所内で最終素案の決裁を行い、12月市議会の委員会で報告する。その後、パブリックコメントを実施し、修正すべき箇所を見直し、国・県への意見照会を経て3月末に策定する。

以上